

令和7年度秦野市休日夜間急患診療所等新築工事に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 告示日

令和7年8月1日

2 発注者

一般社団法人秦野伊勢原医師会

会長 秋澤孝則

(神奈川県秦野市曾屋11番地)

3 工事名称

秦野市休日夜間急患診療所等新築工事

4 業務内容

土地の造成設計業務、基本設計業務、実施設計業務、施工業務（造成工事、
建設工事）及び工事監理業務

※詳細は、別紙「秦野市休日夜間急患診療所等新築工事に係る基本計画」
のとおり

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日（金）まで

6 事業費の上限

13億8,500万円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

(1) 本体工事 13億6,000万円

造成設計、基本設計、実施設計、施工（造成・建築等）工事監理費用
（医療機器は含まない。）

(2) 薬剤師会薬局（別棟） 2,500万円

7 支払い条件

各種費用の支払いに関しては、以下を予定している。

- (1) 設計業務
 - ア 基本設計終了後
 - イ 実施設計終了後
- (2) 工事監理業務
 - 業務完了後の支払い
- (3) 施工業務
 - ア 前払い
 - イ 部分払い（3回以内）※原則、工事初年度末出来高
 - ウ 完成払い

8 特約事項

秦野市契約規則、秦野市公共工事の前金払に関する規則、及び工事請負契約書約款に準じる。

9 配布参考書類

- (1) 秦野市休日夜間急患診療所等新築工事に係る基本計画
- (2) 地質状況資料（ボーリング調査資料）

10 参加資格等

応募者は、本事業への参加を希望する複数の企業で構成されるグループとする。なお、複数の企業で構成されるグループとは、共同企業体のこととし、グループによる参加の場合は、施工業務にあたる者のうち主たる者を代表企業とし、代表企業以外の企業は構成企業とする。なお、参加手続は代表企業が代表して行い、通知等は代表企業に対してのみ行う。

- (1) 構成企業は3者以内とする。
- (2) 施工については、市内事業者を構成員とし、共同企業体の各構成員は、この工事における他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 業務別の参加資格要件
 - ア 設計業務
 - (ア) 秦野市の競争入札参加資格者名簿（コンサル：営業種目「建築設計」）に登録があること。
 - (イ) 過去10年以内に、デザインビルド方式による休日診療所新築工事の受注、または診療所関係の同種工事を元請けとして受注した実績が

あること。

- (ウ) 1級建築士事務所登録があり、同種経験又は類似経験がある1級建築士が配置できること。

イ 施工業務

- (ア) 秦野市の競争入札参加資格者名簿(工事:営業種目「建築一式」)に登録があること。

- (イ) 施工業務に当たる者のうち主たる者は、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加証明書の提出日において有効なもの(審査基準日から1年7か月以内)に限る。)の建築一式の総合評定値が1,100点以上の者

- (ウ) その他の者は、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査(参加証明書の提出日において有効なもの(審査基準日から1年7か月以内)に限る。)の建築一式の総合評定値が600点以上の者

(4) 代表企業及び構成企業全者に共通する参加資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- イ 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準(平成17年4月1日施行)に基づく停止措置の期間中でないこと。

- ウ 法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税、固定資産税、その他税の滞納がないこと。なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者に該当しないこと。

- オ 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

11 スケジュール

| 項目 | 期間等 |
|----------------|-----------------|
| (1) 公募開始(告示日) | 令和7年8月1日(金) |
| (2) 参加申し込み受付期限 | 令和7年9月4日(木)正午まで |

| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| | 令和7年8月28日(木) 正午まで |
| (3) 参加資格審査結果通知の発送 | 令和7年9月9日(火) 令和7年9月2日(火) |
| (4) 質問書の提出期限 | 令和7年9月17日(水) 正午まで |
| (5) 質問書に対する回答 | 令和7年9月24日(水) |
| (6) 技術提案書の提出期限 | 令和7年10月17日(金) 正午まで |
| (7) 技術提案書の審査会 | 令和7年10月23日(木) 午後 |
| (8) 提案者への結果通知の発送 | 令和7年10月29日(水) |
| (9) 仕様書確定・契約の締結 | 令和7年11月4日(火) |

12 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、秦野伊勢原医師会のホームページから様式をダウンロードのうえ、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申出書(様式1)

イ 設計実績等確認書(様式2)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 ~~令和7年8月28日(木) 正午まで~~ 令和7年9月4日(木) 正午まで

(4) 提出場所 一般社団法人 秦野伊勢原医師会

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和7年9月9日(火) ~~令和7年9月2日(火)~~に参加申出のあった者全員に郵送により送付する。

※該当の土地については、現在、秦野市が測量を実施しているため、測量図は、9月中旬にプロポーザル参加資格者に配布する。

13 質問の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類 任意様式

(2) 提出期限 令和7年9月17日(水) 正午まで

(3) 提出場所 一般社団法人 秦野伊勢原医師会

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの表題を「秦野市休日夜間急患診療所等新築工事に係る公募型プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。

(5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和7年9月24日（水）に秦野伊勢原医師会のホームページ上で行う。

14 技術提案書等の提出

提案書として、下記の書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

(1) 提出書類

ア 正本（様式3を表紙とする）

イ 副本（様式4を表紙とする）

(2) 提出部数

ア 正本 1部（クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版横）

イ 副本 16部（ ” ” ）

(3) 提出期限 令和7年10月17日（金）正午まで

(4) 提出場所 一般社団法人 秦野伊勢原医師会

(5) 提出方法 持参又は郵送（必着）とする。

(6) 提案内容

ア 実施方針

イ 図面

(ア) 配置図（周辺道路を含む。）

(イ) 平面図（全階）

(ウ) 立面図（4面）

(エ) 断面図（2方向）

(オ) パース図（外観・内観）

ウ 電気設備・機械設備基本計画概要

エ 積算工事費内訳書（消費税を含む。）

・建築工事費概算

※建築工事、機械設備工事、電気設備工事、エレベーター工事、外構工

事、電気・ガス・上下水道引込工事、既存の上下水道管撤去工事等
 オ 設計監理料

- ・基本設計料、実施設計料、工事監理料

※内訳と工事に対する料率

カ 工事監理回数(想定)

- ・建築、構造、機械設備、電気設備

※人/週×回数等

キ 設計及び工事工程表

ク 施工区分表

ケ 工事の年度別内訳書

コ 建設費や維持管理費の削減など工夫した点をA4用紙1枚程度にまとめたもの

15 受注候補者の選定

選定委員会を設置し、次の評価基準により提出された企画提案書及びプレゼンテーション内容を評価のうえ、本業務に最も適した提案を行ったと認める提案者を受注候補者として選定する。

(1) 審査基準

| | 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---|---------------|--|-----|
| 1 | 業務実績及び実施体制 | (1)本業務を効果的、効率的に遂行するために必要な人員配置が適切であるか。 (2)配置予定技術者は十分な業務能力及び実績を有しているか。 (3)過去10年以内に、デザインビルト方式による診療所新築工事、又は同種工事を元請けで受注した実績を有しているか。 | 30 |
| 2 | 提案内容の妥当性・実現性等 | (1)感染症対策を十分配慮しているか。 (2)駐車台数が十分確保されているか。 (3)機能的・効率的な施設とするための建築上の工夫がされているか。 (4)環境配慮がされているか。 (5)災害に強く耐久性に優れた施設になって | 120 |

| | | | |
|-----|-------------|--|-----|
| | | いるか。 (6) 建物は、景観に配慮したデザインとなっているか。 (7) 建築コストを下げるための具体的な方法が提案されているか。 | |
| 3 | スケジュール等 | (1) 業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものか。 (2) 進行管理方法が適切であるか。 | 20 |
| 4 | 当該業務に対する意欲等 | (1) 受注意欲を感じられるか。 (2) 説明が分かりやすかったか。 (3) 質問に対する応答が明瞭で迅速であったか。 (4) 配置予定技術者の印象は良かったか。 | 30 |
| 5 | 価格提案 | (1) 提案金額は最小限に抑えられているか。 | 50 |
| 合 計 | | | 250 |

※ 事業費の上限を超えたものは、失格とする。

※ 得点が同じ提案があった場合は、審査会委員による投票により決定する。

※ 参加者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し審査を行う。

審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合は、その1者を受注候補者とする。

(2) 技術提案書審査会

ア 日時及び会場

令和7年10月23日（木）午後

詳細な時間及び場所については、技術提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき30分（提案の説明15分以内、質疑応答15分程度）

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、技術提案書を受けた順に、個別に実施する。

(イ) 参加者は、1グループ4名以内とする。

（配置予定の管理技術者及び主担当者は必ず出席すること。）

(ウ) 提案説明の際、スクリーンは本市で用意するが、スクリーンに投影するプロジェクターやPC等は参加者が用意することとする(Wi-Fi

i 環境が整っていないためルーターを用意すること。)

(エ) 本業務の受注者の選定を行うために必要な範囲において、技術提案書等を複写することがある。

16 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和7年10月29日（水）に提案者全員に文書により通知する。

なお、審査結果は評価の公平性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて、秦野伊勢原医師会のホームページ上で公表する。

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。
- (4) 企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にする。
- (5) 本業務に従事する技術士又はRCCM、一級建築士の有資格者は、原則提出した書類に記載した者とする。

18 問合せ先

一般社団法人 秦野伊勢原医師会

〒257-0031 秦野市曾屋11番地

電話 0463-81-5018（直通）

FAX 0463-82-7799

E-Mail me157551@olive.ocn.ne.jp